

令和元年度

川越市財政健全化及び
経営健全化審査意見書

川越市監査委員



川 監 委 発 第 9 1 号

令 和 2 年 8 月 1 9 日

川 越 市 長 川 合 善 明 様

川 越 市 監 査 委 員 牛 窪 佐 千 夫

同 石 川 隆 二

同 山 木 綾 子

同 大 泉 一 夫

令 和 元 年 度 決 算 に 基 づ く 川 越 市 健 全 化 判 断 比 率
及 び 資 金 不 足 比 率 の 審 査 意 見 に つ い て

地 方 公 共 団 体 の 財 政 の 健 全 化 に 関 す る 法 律 第 3 条 第 1 項 及
び 第 22 条 第 1 項 の 規 定 に よ り、 審 査 に 付 さ れ た 令 和 元 年 度
決 算 に 基 づ く 川 越 市 健 全 化 判 断 比 率 及 び 資 金 不 足 比 率 並 び
に そ の 算 定 の 基 礎 と な る 事 項 を 記 載 し た 書 類 の 審 査 を し た
の で、 次 の と お り 意 見 を 付 し ま す。

令和元年度川越市財政健全化審査意見

第1 審査の対象

令和元年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに公営企業会計決算（以下「令和元年度決算」という。）に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条で定める実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

第2 審査の期間

令和2年7月22日から8月19日まで

第3 審査の方法

審査に付された令和元年度決算に基づく川越市健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に基づいて適正に算定されているかに主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、審査を実施した。

第4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された令和元年度決算に基づく川越市健全化判断比率は、関係法令に基づいて算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であると認められた。

経常収支比率の数値などにも十分考慮した上で、最小の経費で最大の効果を挙げられるよう、計画的かつ健全で持続可能な財政運営に努められたい。

(単位：%)

	令和元年度	平成30年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	11.25
連結実質赤字比率	—	—	16.25
実質公債費比率	5.7	5.3	25.0
将来負担比率	68.9	68.9	350.0

(注)「—」の表示は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを示す。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和元年度の一般会計等(注1)の実質収支額は 32 億 9,993 万 4 千円の黒字で、実質赤字比率は $\Delta 5.15\%$ (Δ は、黒字を意味している。以下同じ。)となっており、早期健全化基準の 11.25%を下回っている。

② 連結実質赤字比率について

令和元年度の一般会計等とそれ以外の特別会計及び公営企業会計(注2)の実質収支額は 151 億 9,086 万 2 千円の黒字で、連結実質赤字比率は $\Delta 23.73\%$ となっており、早期健全化基準の 16.25%を下回っている。

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は 5.7%(平成 29 年度から令和元年度までの 3 か年の平均の比率)であり、早期健全化基準の 25.0%を下回っている。前年度の 5.3%(平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 か年の平均の比率)を 0.4 ポイント上回った主な要因は、元利償還金が平成 28 年度と比較して増加したことがあげられる。

今年度、小学校普通教室空調設備整備などの大規模事業に係る市債の償還が始まることなどにより、当該比率は、上昇が見込まれるため、市債の借入れについては、財政の硬直化を招くことのないよう、計画的な活用を図られたい。

④ 将来負担比率について

令和元年度の将来負担比率は前年度と同じ 68.9%であり、早期健全化基準の 350.0%を下回っている。

前年度と比較し主に、標準財政規模のうち個人市民税及び固定資産税が増加し、将来負担額のうち地方債の現在高が減少したものの、充当可能財源等のうち財政調整基金が減少したため、将来負担比率は変わらなかったものである。

今後、新型コロナウイルス感染症の影響による市税等の減収や、東清掃センター大規模改修事業や川越駅東口駅前広場改修事業などの実施による市債残高の増加により、当該比率は、上昇が見込まれる。

将来に向けた過度な負担を防ぐため、財源の確保に努めるとともに、事業の選択や統廃合なども含め歳出の抜本的な見直しを行うなど、歳入歳出の両面からの取り組みを更に進められたい。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

- (注1) 一般会計等は、一般会計、歯科診療事業特別会計、母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計をいう。
- (注2) それ以外の特別会計及び公営企業会計は、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、川越駅東口公共地下駐車場事業特別会計、水道事業会計、公共下水道事業会計、農業集落排水事業特別会計をいう。

令和元年度川越市水道事業会計経営健全化審査意見

第1 審査の対象

令和元年度川越市水道事業会計決算（以下「令和元年度決算」という。）に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条で定める資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

第2 審査の期間

令和2年7月1日から8月19日まで

第3 審査の方法

審査に付された令和元年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に基づいて適正に算定されているかに主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、審査を実施した。

第4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された令和元年度決算に基づく資金不足比率は、関係法令に基づいて算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であると認められた。

(単位：%)

	令和元年度	平成30年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0

(注)「—」の表示は、資金不足額がないことを示す。

(2) 個別意見

今後とも、公営企業としての健全な経営に努められたい。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和元年度川越市公共下水道事業会計経営健全化審査意見

第1 審査の対象

令和元年度川越市公共下水道事業会計決算（以下「令和元年度決算」という。）に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条で定める資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

第2 審査の期間

令和2年7月1日から8月19日まで

第3 審査の方法

審査に付された令和元年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に基づいて適正に算定されているかに主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、審査を実施した。

第4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された令和元年度決算に基づく資金不足比率は、関係法令に基づいて算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であると認められた。

(単位：%)

	令和元年度	平成30年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0

(注)「—」の表示は、資金不足額がないことを示す。

(2) 個別意見

今後とも、公営企業としての健全な経営に努められたい。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和元年度川越市農業集落排水事業特別会計経営健全化審査意見

第1 審査の対象

令和元年度川越市農業集落排水事業別会計決算（以下「令和元年度決算」という。）に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条で定める資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

第2 審査の期間

令和2年7月22日から8月19日まで

第3 審査の方法

審査に付された令和元年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に基づいて適正に算定されているかに主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、審査を実施した。

第4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の令和元年度決算に基づく資金不足比率は、関係法令に基づいて算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であると認められた。

(単位：%)

	令和元年度	平成30年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0

(注)「—」の表示は、資金不足額がないことを示す。

(2) 個別意見

今後とも、本特別会計の健全な運営に努められたい。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

各比率について

◇実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率。福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

◇連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率。すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

◇実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率。借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。

◇将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

◇資金不足比率

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえる。